

## STEP 3 保健事業の実施計画

### 事業全体の目的

加入者の健康意識の向上、疾病予防及び早期発見早期治療

### 事業全体の目標

40歳到達時での、メタボ該当者をゼロに  
生活習慣病に関わる医療費を前年度比較マイナスに  
健診結果を次の行動に繋げる

### 事業の一覧

#### 職場環境の整備

体育奨励	産業医との健診結果による受診勧奨発出
------	--------------------

#### 加入者への意識づけ

予算措置なし	ジェネリック医薬品促進
--------	-------------

#### 個別の事業

特定健康診査事業	特定健康診査
特定健康診査事業	特定健康診査（被扶養者）
特定保健指導事業	特定保健指導
疾病予防	生活習慣病健診
疾病予防	生活習慣病健診（主婦健診）
予算措置なし	受診勧奨通知

※事業は予算科目順に並び替えて表示されています。

予算科目	注1)事業分類	新規既存	事業名	対象者				注2)実施主体	注3)プロセス分類	実施方法	注4)ストラクチャー分類	実施体制	予算額(千円)						事業目標	健康課題との関連																					
				対象事業所	性別	年齢	対象者						実施計画																												
													令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																							
アウトプット指標												アウトカム指標																													
職場環境の整備																																									
体育奨励	1,2,4	既存	産業医との健診結果による受診勧奨発出	全て	男女	35～74	被保険者	3	イ,ウ,サ	-	ア,イ	-	0	-	-	-	-	-	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	産業医が特に要受診と認められた者には、直接呼出し。受診勧奨通知は事業主と組合兩名での発出。	早期発見早期治療開始による重症化予防	該当なし（これまでの経緯等で実施する事業）															
													発出後の受診率(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：30% 令和7年度：30% 令和8年度：35% 令和9年度：35% 令和10年度：40% 令和11年度：40%)						受診後の改善率(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：40% 令和7年度：40% 令和8年度：45% 令和9年度：45% 令和10年度：50% 令和11年度：50%)						次年度の健診結果より判断																
加入者への意識づけ																																									
予算措置なし	2,7	既存	ジェネリック医薬品促進	全て	男女	0～(上限なし)	加入者全員	1	キ,ク,ケ	-	シ	-	0	0	0	0	0	0	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	年度内3回、連月で自己負担額が200円以上減額が見込める者を対象に差額通知書を送付	低年齢層への浸透、薬剤費の減	該当なし（これまでの経緯等で実施する事業）															
													使用割合(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：90% 令和7年度：90% 令和8年度：90% 令和9年度：90% 令和10年度：90% 令和11年度：90%)						使用割合及び薬剤費割合を100%まで上げるにより、自ずと医療費に占める薬剤費は下がる。(アウトカムは設定されていません)						薬剤費の割合(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：70% 令和7年度：75% 令和8年度：75% 令和9年度：80% 令和10年度：80% 令和11年度：85%)																
個別の事業																																									
特定健康診査事業	2,3	既存(法定)	特定健康診査	全て	男女	40～74	被保険者,任意継続者	3	イ	-	ア,カ	-	58	76	80	80	84	84	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	事業主定期健康診断を兼ねて実施。任継者には個別案内による。当組合と個別契約の健診機関にて実施。	100%実施を目指し、被保険者の健康管理や生活習慣の向上に繋げる。メタボ該当者13.0%以下に。	該当なし（これまでの経緯等で実施する事業）															
													実施率(【実績値】 99% 【目標値】 令和6年度：99% 令和7年度：99% 令和8年度：99% 令和9年度：99% 令和10年度：99% 令和11年度：99%)						健診実施の促進(実施率99%以上)						内臓脂肪症候群該当者数(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：13.5% 令和7年度：13% 令和8年度：13% 令和9年度：12.5% 令和10年度：12.5% 令和11年度：12%)						経年結果による受診者の健康維持及び健康に対する意識や生活習慣の向上により、内臓脂肪症候群該当者数を減らす。										
特定健診実施率(【実績値】 99% 【目標値】 令和6年度：99% 令和7年度：99% 令和8年度：99% 令和9年度：99% 令和10年度：99% 令和11年度：99%)												-																													
2,3	既存(法定)	特定健康診査(被扶養者)	全て	男女	40～74	被扶養者,任意継続者	1	ケ	-	ウ,カ	-	347	-	-	-	-	-	健康保険組合連合会のサポート事業を受けての実施となる。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、実施。	生活習慣病健診と合わせて実施すること、また巡回健診とすること、実施日を増やす等により利便性を図る。結果、受診率を上げ健康管理に繋げる。	該当なし（これまでの経緯等で実施する事業）																
												実施率(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：55% 令和7年度：55% 令和8年度：60% 令和9年度：60% 令和10年度：60% 令和11年度：65%)						婦人科健診をオプションにて実施。利便性を考慮し会場数の増や、実施期間を長くとする。(7月開始翌年2月とする)						内臓脂肪症候群該当者数(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：2人 令和7年度：2人 令和8年度：1人 令和9年度：1人 令和10年度：1人 令和11年度：1人)						受診者の健康維持。経年結果より健康意識や生活習慣の向上。											
特定保健指導事業	2,4,5	既存(法定)	特定保健指導	全て	男女	40～74	加入者全員	1	ク,ケ	-	ウ,カ	-	190	-	-	-	-	-	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	健康保険組合連合会東京連合会のサポート事業を受けての実施となる。人数が満たないため実施できない場合が多い。	次年度において対象者にならない者を増やす。	該当なし（これまでの経緯等で実施する事業）															
													保健指導実施率(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：30% 令和7年度：35% 令和8年度：40% 令和9年度：45% 令和10年度：50% 令和11年度：50%)						メタボ該当者の減少率(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：25% 令和7年度：30% 令和8年度：35% 令和9年度：35% 令和10年度：40% 令和11年度：40%)						全体での該当者減少率																
-												特定保健指導実施による特定保健指導対象者減少割合(【実績値】 - 【目標値】 令和6年度：25% 令和7年度：25% 令和8年度：30% 令和9年度：30% 令和10年度：35% 令和11年度：35%)						特定保健指導を受けて対象者ではなくなった者。																							
疾病予防	3,4	既存	生活習慣病健診	全て	男女	35～74	被保険者	1	イ,ウ	-	ア,イ	-	6,269	6,380	6,450	6,450	6,500	6,500	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	35歳以上の被保険者全員を対象に、当組合との個別契約健診機関にて、年度1回実施。 ※35歳以上＝年度内35歳到達者	対象者の確実な健診受診を促し、悪性新生物等の早期発見治療に繋げる。	40歳未満者の健康意識向上															
													健診受診率(【実績値】 99% 【目標値】 令和6年度：99% 令和7年度：99% 令和8年度：99% 令和9年度：99% 令和10年度：99% 令和11年度：99%)						事業主の定期健康診断を兼ねて実施しているため、未受診者への受診督促が容易。						要再(精密)検査者の受診率(【実績値】 17% 【目標値】 令和6年度：30% 令和7年度：35% 令和8年度：40% 令和9年度：45% 令和10年度：45% 令和11年度：45%)																
0												891						891						941						941						941					

予算科目	注1)事業分類	新規既存	事業名	対象者				注2)実施主体	注3)プロセス分類	実施方法	注4)ストラクチャー分類	実施体制	予算額(千円)					事業目標	健康課題との関連		
				対象事業所	性別	年齢	対象者						実施計画								
													令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和11年度	
アウトプット指標												アウトカム指標									
2,3	既存	生活習慣病健診(主婦健診)	全て	女性	35～74	被扶養者	1	イ,ウ,ケ	-	ク	-	健康保険組合連合会のサポート事業を受けての実施となる。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、35歳以上を対象に実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、35歳以上を対象に実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、35歳以上を対象に実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、35歳以上を対象に実施。	巡回レディース健診実施機関と契約の上、35歳以上を対象に実施。	特定健診と合わせて実施すること及び会場数や実施日を多く設けることより、自治体の実施するがん検診より利便性がある。結果として受診率が上がる。悪性新生物の早期発見治療に繋げる。	加入者の高齢化		
健診受診率(【実績値】50% 【目標値】令和6年度：50% 令和7年度：55% 令和8年度：55% 令和9年度：60% 令和10年度：60% 令和11年度：60%)-												要再(精密)検査者の受診率(【実績値】 - 【目標値】令和6年度：20% 令和7年度：20% 令和8年度：25% 令和9年度：25% 令和10年度：30% 令和11年度：30%)-									
予算措置なし	2,5	既存	受診勧奨通知	全て	男女	35～74	基準該当者	1	ク	-	シ	-	0	-	-	-	-	0	-	健診の意味をよく理解してもらう。健診を受けることが目的ではなく、健診結果に伴う各自のその後の対応が必要なこと。結果として、重篤な症状を防ぎ、癌であっても低いステージでの治療に結び付ける。	該当なし(これまでの経緯等で実施する事業)
受診勧奨対象者(【実績値】2人 【目標値】令和6年度：6人 令和7年度：6人 令和8年度：6人 令和9年度：6人 令和10年度：6人 令和11年度：6人)受診勧奨通知を受けた内、医療機関にかかり治療を受けた者。												受診勧奨対象者の減(【実績値】6人 【目標値】令和6年度：2人 令和7年度：6人 令和8年度：6人 令和9年度：6人 令和10年度：6人 令和11年度：6人)受診治療後、受診勧奨とはならなかった者。									

注1) 1. 職場環境の整備 2. 加入者への意識づけ 3. 健康診査 4. 保健指導・受診勧奨 5. 健康教育 6. 健康相談 7. 後発医薬品の使用促進 8. その他の事業

注2) 1. 健保組合 2. 事業主が主体で保健事業の一部としても活用 3. 健保組合と事業主との共同事業

注3) ア. 加入者等へのインセンティブを付与 イ. 受診状況の確認(要医療者・要精密検査者の医療機関受診状況) ウ. 受診状況の確認(がん検診・歯科健診の受診状況) エ. ICTの活用 オ. 専門職による健診結果の説明 カ. 他の保険者と共同で集計データを持ち寄って分析を実施 キ. 定量的な効果検証の実施

ク. 対象者の抽出(優先順位づけ、事業所の選定など) ケ. 参加の促進(選択制、事業主の協力、参加状況のモニタリング、環境整備) コ. 健診当日の面談実施・健診受診の動線活用 サ. 就業時間内も実施可(事業主と合意) シ. 保険者以外が実施したがん検診のデータを活用 ス. その他

注4) ア. 事業主との連携体制の構築 イ. 産業医または産業保健師との連携体制の構築 ウ. 外部委託先の専門職との連携体制の構築 エ. 他の保険者との健診データの連携体制の構築 オ. 自治体との連携体制の構築 カ. 医療機関・健診機関との連携体制の構築 キ. 保険者協議会との連携体制の構築 ク. その他の団体との連携体制の構築 ケ. 保険者内の専門職の活用(共同設置保健師等を含む) コ. 運営マニュアルの整備(業務フローの整理) サ. 人材確保・教育(ケースカンファレンス/ライブラリーの設置) シ. その他